１．調査目的

詳細環境調査は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和 48 年法律第 117 号）（以下「化審法」という。）における特定化学物質及び監視化学物質、環境リスク初期評価を実施すべき物質等の環境残留状況の把握を目的としている。

２．調査対象物質

平成 20 年度の詳細環境調査においては、19 物質を調査対象物質とした。調査対象物質と調査媒体との組合せは次のとおりである。

物質調査番号	調査対象物質	化審法指定区分	化管法指定区分		調査媒体		
			改正前	改正後	水質	底質	大気
[1]	アクリル酸-*n*-ブチル			第一種　7			○
[2]	アクロレイン	第二種監視 第三種監視	第一種　8	第一種　10			○
[3]	4-アミノ-6-*tert*-ブチル-3-メチルチオ-1,2,4-トリアジン-5(4*H*)-オン　（別名：メトリブジン）及びその分解物						
	[3-1] 4-アミノ-6-*tert*-ブチル-3-メチルチオ-1,2,4-トリアジン-5(4*H*)-オン　（別名：メトリブジン）			第一種　25	○	○	○
	[3-2] 4-アミノ-6-*tert*-ブチル-2*H*-1,2,4-トリアジン-3,5-ジオン　（別名：メトリブジン-ジケト）				○	○	
	[3-3] 6-*tert*-ブチル-3-メチルチオ-1,2,4-トリアジン-5(4*H*)-オン　（別名：メトリブジン-デスアミノ）				○	○	
	[3-4] 6-*tert*-ブチル-1,2,4-トリアジン-3,5(2*H*,4*H*)-ジオン（別名：メトリブジン-デスアミノ-ジケト）				○	○	
[4]	イソブチルアルコール						○
[5]	キノリン	第二種監視		第一種　81			○
[6]	4-クロロフェノール　（別名：*p*-クロロフェノール）	第二種監視 第三種監視	第二種　22	第一種 121	○		
[7]	*α*-シアノ-3-フェノキシベンジル=2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチラート　（別名：フェンバレレート）		第一種 106			○	
[8]	4,4'-ジアミノジフェニルメタン　（別名：4,4'-メチレンジアニリン）	第二種監視 第三種監視	第一種 340	第一種 446	○		
[9]	ジシクロペンタジエン	第三種監視		第一種 190			○
[10]	1,4-ジメチル-2-(1-フェニルエチル)ベンゼン	第二種監視 第三種監視			○	○	
[11]	2,4,5-トリクロロフェノール	第三種監視			○		
[12]	3,5,5-トリメチル-2-シクロヘキセン-1-オン　（別名：イソホロン）						○
[13]	ピペラジン	第二種監視	第一種 258	第一種 341	○		
[14]	2-*tert*-ブチル-5-メチルフェノール	第二種監視 第三種監視		第一種 373	○		
[15]	*p*-ブロモフェノール	第三種監視	第二種　67		○		
[16]	4-*tert*-ペンチルフェノール				○	○	
[17]	*N*-メチルカルバミン酸 1-ナフチル　（別名：カルバリル又は NAC）及びその分解物						
	[17-1] *N*-メチルカルバミン酸 1-ナフチル　（別名：カルバリル又は NAC）		第一種 329	第一種 427	○		
	[17-2] 1-ナフトール				○		
[18]	3-メチルピリジン		第一種 336	第一種 439			○
[19]	*S*-メチル-*N*-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミダート　（別名：メソミル）			第一種 443	○		

（注１）「化審法」とは「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和 48 年法律第 117 号）をいう。以下同じ。

（注２）「化管法指定区分」における「改正前」とは平成 20 年 11 月 21 日の政令改正前の指定を、「改正後」とは同改正後の指定をそれぞれ意味する。